

法廷通訳における二人合議制について

—その翻訳論的考察—

明 木 茂 夫

はじめに

小論は、外国人裁判における通訳人のあり方に関する考察である。いわゆる「国際化」の進展につれて法廷通訳の重要性は日増しに高まっている。外国人の関係する刑事事件では、捜査段階から判決が下るまで通訳なしには考えられず、また民事事件も今後増加していく可能性は否定できまい。

さて、小論で論じてみたいことは、必ずしも法律を専門としない通訳人の法廷における心理的負担をどう軽減するか、という問題である。筆者は平成元年より数度に渉り法廷通訳を経験し、弁護士会の通訳協力会にも中国語通訳人として登録をしている。当時筆者は中国文学科に籍を置く大学院生で、法律にも疎く、裁判所に足を踏み入れたこともない素人であった。特に密入国者の大量検挙などで多数の通訳が必要となる場合など、そうした善意の素人通訳人にも協力を依頼しなければならない状況は現在でもそれほど変わってはいないであろう。

豊富な経験を有する通訳人ならともかく、法廷という場に不慣れな場合はそれだけでも緊張を強いられる。無論そのことが裁判の進行に影響することはあってはならないわけだが、少しでも円滑に審理を進めるためには、あくまで善意で通訳の任に就く通訳人のストレスを少しでも減らせるに越したことはない。そこでその時の経験を元に通訳という行為の性質を考えつつ、法廷通訳をより円滑に行える環境について考察してみたい。

一、通訳という行為に対する一般的な誤解

翻訳は言葉の置き換えではない

筆者が担当した法廷の裁判官から開廷の前に、「本日はご苦労様です。あまり緊張せずに、気を遣わないで、言葉通りにそのまま訳せばいいですよ」と励ましの言葉をいただいた。もちろん心理的には楽になり、お気持ちは大変ありがたいのではあるが、しかしよく考えてみるとこう言っていたところで、実は通訳人の負担は変わらないのである。なぜだろうか。

それは通訳人がある言語を聞いてその内容を別の言語に翻訳しようとする時、気軽な直訳と丁寧な翻訳が双方頭の中に想定され、然る後にそのいずれかを選択する、という思考過程は実際にはあり得

ないからである。これは法廷通訳に限らず、通訳の依頼者にこうした「直訳は楽だ」という通俗的イメージが強い場合、通訳のやりにくさを感じることが多い。

例えば映画「ターミネーター⁽¹⁾」で、シュワルツェネッガー扮する人造人間の人工頭脳の中で、まず相手の言葉に対する返答例が列挙され、然る後にその一つを選んで実際に返答する、という場面があった。これは要するに、返答例を挙げる機能とそれを選択する機能が独立していることになるわけだが、実際の人間の思考は決してこのようにはなっていない。通訳している最中の思考は、色々な判断を瞬時に行いながら、あくまで一つの表現に収束していくのであって、これは心理的な緊張感とは別の問題である。もちろん訳しにくい言葉に当たった場合は幾つかの表現から選択することもあるだろうが、しかしその時も実際に翻訳として口に出すのはあくまで一つなのであり、複数の表現の中から易しい表現を選択したところで通訳のストレスが軽減するわけではない。

「易しい表現で、直訳を心掛ければ、通訳人の負担が少ない」と一般の人（つまり必ずしも外国語を専門としない人）は考えがちであるが、必ずしもそうは言えない。考えるに、これには「翻訳」はまず機械的な言葉の「置き換え」、つまり「逐語訳」で行われる、という通俗的イメージがその根底にあるように思われる。仮に翻訳が、頭の中でまず言葉の置き換えにより「逐語訳」し、その上で表現を手直して「意識」する、という二段構えで行われるとしよう。その後者を省略して逐語訳だけで済ませることができれば、なるほどそれだけ手続きは少なくて済むわけである。しかし実際は翻訳はそのようには行われぬ。むしろ日本語として明らかに不自然な「逐語訳」をそのまま口に出す方が、よほど抵抗があるはずである。

言うまでもないが、ある言語と別の言語の単語が一對一に対応するなどということはありません。言語によって言葉の分節が異なるからである。語学を専門とされる方には言わずもがなであるが、こうした分節に関する例を挙げて通訳の依頼者に予め理解していただくと、通訳人としても色々な面で仕事がしやすい。

例えば「肩凝り」は日本人にしかないと言われる。もちろん、肩の筋肉が疲労で凝ったように痛む症状は万人に共通である。しかし日本語に「肩凝り」という言葉があるからこそ、それが一つの病状（大袈裟だが）として認識される。逆に肩が凝った状態を一つの病状として「分節」したからこそ、「肩凝り」という言葉がある、とも言える。「肩凝り」という単語を持たない言語で話す人々は、肩が疲れても病状としては認識しないだろうし、ましてストレスと結び付けたりもしない。日本に肩凝り専用の張り薬や塗り薬、はては内服薬までが溢れているのは、「肩凝り」という言葉があるからなのである。もしも通訳中に日本語の「肩凝り」という言葉が出てきたらどうするか。肩凝りという言葉のない言語に訳す場合、「肩が凝った」の一言では済まず長々と説明することになるかもしれない。

よって、翻訳は言葉の置き換えではなく、そのまま訳しても楽にはならず、むしろそのまま訳すなどということは実際にはまずあり得ない、ということを通訳依頼者に予め理解しておいてもらうに越したことはない。その意味では事前の依頼者との雑談でさえ通訳人にとっては大切な場合もあるのだ。ではそうしたことを説明するのに使える例を、幾つか思いつくままに挙げてみよう。

筆者がよく挙げる中国語の例が「おいしい」である。「おいしい」は中国語で「好喫^{hao chi}」というのは

教科書にも書いてあるが、いつもそうばかり訳しているととんでもないことになる。それがお茶なら「好^{hao}喝^{he}」、タバコなら「好^{hao}抽^{chou}」である。中国語の「おいしい」は

「好(よい) + 喫(食べる)」

という複合語で、

「食べて心地よい」→「おいしい」

という構造で成り立っている。よっておいしいのがお茶のような飲み物なら

「好(よい) + 喝(飲む)」→「飲んで心地よい」→「おいしい」

タバコのように吸うものなら

「好(よい) + 抽(吸う)」→「吸って心地よい」→「おいしい」

となるわけである。お茶やタバコが「好喫^{おいしい}」と言え、お茶やタバコをむしゃむしゃ食べることになってしまう。「おいしい」と言ったつもりが相手の中国人が目丸くする、という可能性もあるわけで、これは「おいしい」という内容に動詞の意味合いまで含み込むか否か、という言葉の構造に関わる問題だと言ってよい。よって日本語の「おいしい話」という比喩的表現は中国語では不可能である。

さらに「うつくしい」に関しても、「好看」なら

「好(よい) + 看(見る)」→「見て心地よい」→「うつくしい」

であり、これが「好聽」なら

「好(よい) + 聽(聞く)」→「聞いて心地よい」→「うつくしい」

である。つまり、絵画や風景など目で見て「うつくしい」場合と、音楽や虫の音など耳で聞いて「うつくしい」場合が区別される。そのみならず「おいしい」と「うつくしい」が構造上同系統の形容詞として認識されることなど、日本語のみで思考しては想像もつくまい。

一方例えば、「国際文化」を“International Culture”と直訳するような誤りはよく目にする。語義からすれば、「文化」は各民族に固有のものであって“International”(国際間の、万国の)であるわけがない。「国際」と「文化」をそれぞれ知っている単語に置き換えても翻訳にはならない。

では、単語の置き換えではなし得ない、本当に巧い翻訳とはどのようなものなのか。映画の字幕からその「上手な翻訳」の例を挙げてみよう。

中国映画「古井戸⁽²⁾」で、都会から来た技術者が、村の人に名刺を渡す場面がある(中国では名刺は日本から入ってきた習慣で、田舎の人には馴染みがない)。その時傍にいた人が

名片是送你的。(名片=名刺 是=～である)

と言う。これは直訳したら「名刺はあなたに上げたものです」となるのであるが、その日本語字幕は名刺は返さなくていいんだよ。

となっていた。初めて名刺なるものを受けとった田舎の人が、感心してひとしきり眺めた後それを返そうとする仕草を見せる、その時に発せられたセリフとして誠にぴったりである。

また映画「レインメーカー⁽³⁾」の、夫による妻に対する暴力事件を弁護士が説明している場面で

“which was by the way a severe beating with a aluminum baseball bat, evidently his weapon

of choice⁽⁴⁾”

というセリフがあり、その字幕は「わめきながら金属バットを振り回した。彼御愛用の“武器”だ」となっていた。もちろんこの「アルミの野球バット」をそのとおり直訳する人はないであろう。「金属バット」で十分だ。しかしここには別の意味合いもあって、我々は「金属バット」という言葉から野球というスポーツのみならず、むしろ凶器を、それも家庭内での暴力に関わる凶器をも連想する。「金属バット事件」以来、それは家庭内暴力という文脈の中で用いられ続けたからである。仮にここで原文が“wooden baseball bat”だったとしたら字幕はどうすべきだろうか。もし私ならば敢えて「金属バット」と訳すであろう。ここでは映画の場面におけるバットの材質は問題ではない。内容と文脈を日本語に移すなら、ここは是非とも「金属バット」としたいところだ。

また少々突飛だが、落語の例がある。その独自の芸風のみならず、英語落語という意欲的な活動で人気を博した故・桂枝雀師が自らの英語落語の「苦心談」を語った一段に、このようなものがある⁽⁵⁾。英語落語を始めた頃は、噺を英語に訳すにも「日本語に引きずられ」て苦労したという話である。

「そこへ立たれたら陰になってさぶいねん」ちゅう部分です。これむづかいですよ。そのころの私にしましては、

「さぶい」 = “It’s cold”、

「そこに立たれたら」 = “because you are standing there”。

そりゃよろしけど、「陰になって」こいつが残りますねや。「陰」 = “It makes shadow” もおかしいやろし…。

そこでネイティブスピーカーの先生に尋ねると、

「block」という言葉使いましょ。“You are blocking the Sun.” すごいですね。…「あなたが太陽をさえぎっている」これで

「あなたが立つことによって→陰になって→私がさぶい（その結果として）」

この三角関係をこの一言で握っちゃう。すごいもんですね。

ここで枝雀師が語っておられるのは、「そこへ立たれたら陰になって寒い」という日本語を逐語訳せずに“You are blocking the Sun.”と訳せば、内容も雰囲気も含めて英語で表現できるということに気付いた驚きと喜びである。

これらの例から言えるのは、熟練した通訳人はどこが優れているのかというと、置き換えるべき「単語」をたくさん知っているのではなく、色々な意味内容に対応する表現を適宜に使える能力を持っているということなのである。

筆者が中国を旅行中、列車に乗り合わせた子供に同行の日本人が持っていたリンゴを上げようとした。子供は

媽媽不讓我喫。(媽媽=お母さん 讓=～に～させる 喫=食べる)

と答えた。これも直訳すると

ママが私に食べさせません。

となるのだが、案内に同行してくれた日本語科の中国人学生が

ママがだめだって。

と通訳した。これも巧い訳である。その子の母親に聞くとアレルギーがあって間食させないことにしているとのこと。もし逐語訳して「ママが私に食べさせません」と言っていたら、或いはおかしな誤解を生じていたかもしれない。考えてみれば「ママが私に食べさせません」と直訳したところで、通訳人の負担は特に軽くはならないのである。聞くところでは中国の大学の日本語科では、一年生の後期くらいから先生が全部日本語で授業を進めるとのことで、一般に会話力の上達は驚くほど速い。「ママが食べちゃだめだって」と訳せることはその通訳人の技量によるのであって、これは訓練の賜物と言う以外にない。

通訳は重労働である

またしばしば言われるのが「そんなに中国語が話せたら楽しいでしょうね」という言葉である。しかし外国語で話していて楽しいと思うのはそれに付随する様々な事柄であって、外国語を話していさえすればそれだけで楽しいということはあまりないように思う。確かに初学の頃は留学生の友人に話を通じただけで嬉しかったものだが、ある程度慣れれば楽しみは他のことに移ってゆく。とはいえかく言う筆者も自分の専門の中国語以外、例えば英語をペラペラ話している人を見れば、楽しいだろうな、うらやましいな、とやはり思う。

ところでこうした「外国語が話せると楽しいでしょうね」という言葉は、通訳人にとってある意味で「危険な」言葉である。と言うと不審に思われるかもしれないが、なぜなら、これはある程度外国語に習熟すれば自分の母語と全く同様に扱える、ということを暗黙の内に前提としているからなのである。言い替えれば通訳人はその言語で話している限り何の抵抗もなく自然に話せ、それは母語の日本語で話しているのと変わらない、という前提である。そしてそれは往々にして通訳人への過重負担へとつながる。

実際は通訳という仕事は重労働である。確かにペンより重いものは持たないが、しかしそれは外国の友人と気軽に話すのとはわけが違う。それが「通訳」である以上、二種の言語の間を思考は行き来する。一人で一日通訳したら、最後は頭が朦朧としてくる。手話通訳の方が帰宅後に、テレビを見ても言葉に反応して筋肉が動いてしまい、なかなか気が休まらない、という話を聞いたことがある。外国語通訳も同様で、テレビの音声さえ聞きたくもなくなる。

恐らく人間の脳の言語のチャンネルは母語と外語と一つずつしかないのではないか。いくら外語に熟達しても、基本的にその人の思考を司っている母語にとって代わることはできないのではないか。もちろん中国の友人と気軽に話している時は、日本語を介在せずに中国語で思考している自分にふと気付くことはある。しかしそれはあくまで他者のために日本語に訳す必要のない気軽な会話だからであって、少なくとも別の言語への「通訳」をする場合は、通訳人は母語で思考しつつ外語への訳出を工夫しているのである。

さらに、言葉を翻訳するという本来の仕事以外にも、通訳人には翻訳の責任がどうしても付いて回る。これが意外に余計なストレスになるものである。

既に述べたように、翻訳は機械的な言葉の置き換えではない。もしそうならば通訳人が負うべき責任は何もない。ただ言葉を置き換えただけなら誰が訳しても同じになるはずだからである。しかし実際はある言葉のあるニュアンスで訳した責任はやはり通訳人にある。文脈によって訳し方は一通りではないからである。まさか誤訳して過失責任を問われるということはよほどのことがない限りないであろう。しかし通訳を引き受けた以上は、裁判なら裁判、交渉なら交渉を、より円滑に行いたいという責任感を通訳人が感じるの人は人として当然のことなのであって、それを「感じなくていい。そのまま訳せばいい」と言われても困るわけである。

通訳の責任ということはどう考えるか。私は、内容を正確に訳すことではないと考える。実際は内容を正確に相手に理解させることが通訳の責任である。それを痛切に感じた筆者の体験を述べる。

実際の法廷で、特に専門的でない表現が被告人に通じなかったことがある。法廷で集団密入国の被告人に「あなた方は木造船に対する所有権を放棄しますか？」と尋ねた時である。もちろん中国語の辞書には「所有権」という言葉が日本語と同じ意味でちゃんと載っている。

你們同不同意放棄對這艘木船的所有權？

と訳したように記憶している。しかし何度か質問しても被告人達は顔を見合わすばかりで答えが返ってこない。「所有権って分かりますか？」とも尋ねてみたのだが、首を横に振るばかり。中国語では「所有権」という言葉が一般人にはあまり熟していないからだと思われる。「所有」という単語自体、口語では普通「すべての～」という形容詞として用いる。例えば

所有的人=すべての人

つまり、漢文訓読風に読めば「有ル所ノモノ」である。日本語のように「所有する」という動詞では使えない。「所有権」という言葉はどちらかと言うと法律の専門用語に近いと後に友人から聞いた。

またこの場合、同意したらどうなるのか、という不安が被告人にあったようにも思われた。筆者は裁判官にこれが通じないことを説明して了承を得てから、「係留してある木造船を押収して処分したいが、被告人がそれに同意しないと勝手に処分はできないので、同意するかどうか聞きたい」と言葉を変えて説明した。もしそれでも通じなかったら、「どのみちあの木造船に乗って帰ることはできませんよ」という言葉も必要だったかもしれない（もちろんそれが誘導にならないように、裁判官の了承を得なければならないが…）。中国語を知らない方々には、「所有権を放棄しますか」などという簡単な表現がなぜ通じないのか、さぞ不審に思われたことであろう。

結局「所有権」を辞書的に「^{suo you quan}所有權」と正しく訳せば、通訳人の責任（少なくとも「そのまま正しく訳す」という責任）は果たしたことになる。しかし実際の通訳の場では、色々言葉を変えて被告人にその質問を理解させて返答させるまでが（法的にはともかく少なくとも道義的には）通訳人の責任となるのである。「そのまま直訳すればいいですよ」という言葉があまり慰めにならないことがお分かりいただけるであろう。

法廷以外の通訳の場面でも、翻訳以外の様々な事柄に労力を割かれることが、意外と多いものだ。大体通訳というのは損な役回りで、スラスラと流れるように訳してもその技量には誰も気付いてくれず、逆に苦心惨憺ひっかかりながら訳していると、「ご苦労様です、大変でしたね」とねぎらっても

らえて苦笑することもある。また一般的には、通訳とは当事者双方の間に立って中立の立場で言葉の橋渡しをするだけだとイメージされがちだが、実際の様々な場面では通訳人は完全に中立であることは却ってなく、どちらか一方の側の通訳人として活動する。だから相手が怒り出したら真っ先に叱られるのは通訳人だったりする（訳しただけなのに…）。ある企業の幹部の方から、自分は英語ができるのだが、取引の交渉の時にはわざと通訳を置いて自分は日本語しか話さない、と伺ったことがある。そうする方が交渉相手との間にワン・クッション置けるので交渉しやすいのだ、とのことである。通訳には意外とこういう側面もあるものだ。だから通訳とは言葉を訳すというそれ以外に非常に気を遣う仕事であり、この意味からも「気楽に、そのまま訳せばいいですよ」という気遣いは、大変ありがたい反面、実際的ではない。幸い法廷通訳ではそのようなことはなかったが、他の場合に稀にむっとするような依頼がないとは言えない。「そのまま訳せばいいですから」と言って大量の翻訳や長時間の通訳を頼まれる場合である。

通訳人に優しい環境とは

そういう意味で、通訳人のわがままではなく任務を円滑に遂行するという点から、法廷の場に慣れない善意の通訳人にも通訳しやすい環境とは何かを考えてみたい。と言っても大袈裟なことではない。既に述べたような「通訳」ということの本質を依頼者が理解してくれるだけで、通訳の環境はまるで変わってくる。

まず通訳が重労働だということを認識してもらっただけでも大変ありがたいことで、特に法廷通訳の場合は、工夫次第で法律や裁判に不慣れな通訳人の緊張を相当軽減することができるのであるが、これは次章で詳しく述べる。

そして通訳する言葉は特に整った言葉である必要はない。依頼者も通訳人も一度こう悟ってしまうことである。私がかつて通訳に付いた弁護士の先生はこうした配慮のある方であった。例えば拘置所での接見の時に、被疑者の中国人の「私は～」という一人称の言葉を、通訳人は「彼はこれこれこういうことを言っています」と、一人称の直訳ではなく弁護人に内容を説明する形で伝えた。また反対に弁護人から通訳人には「これこれこういうことを伝えて下さい」と内容を説明する形で指示してもらい、必要に応じて通訳人がその内容を「ではこういうニュアンスで伝えます」と弁護人と相談しながら訳を確定していくことが多かった。弁護人が被疑者に対して直接話した言い方を、人称もそのままに通訳人が仲立ちして中国語に置き換えるという場面は、一度としてなかったと思う。

もちろんどんな言い回しでもそれなりに翻訳するのが通訳の責務であろうが、しかしここで論じているのは必ずしもプロフェッショナルではなく、かつ法廷や拘置所で緊張して座っている有志の通訳人の場合である。あくまで円滑に裁判を進行させることを目的と考えれば、訳しやすい言葉が通訳人に与えられるに越したことはない。日本語として整った一文でも、ことわざや俗言が含まれていたり美文調であったりすると、訳しにくいことがある。整った言葉でなくとも、色々言葉を変えながら伝えたい内容を説明してもらう方がありがたいことも多い。内容を的確に伝えることが、まず肝要なのである。

さらに、通訳人は中立であるよりは、通訳依頼者とペアであると認識する方が仕事をしやすい。繰り返すが「翻訳」は「置き換え」ではない。言い替えれば通訳人は「黒子」や「自動翻訳機械」ではなく、あくまで「通訳人」という役柄を演じるのである。

「母語で話せないことは、外国語でも話せない」という言い回しがある。つまり翻訳が言葉の置き換えでできるなら、自分が理解できない専門的な内容も、専門用語を正しく対応させて、文法を整えれば、翻訳できるはずである。しかし実際は、母語で理解を越えたものは、外国語でも絶対にうまく訳せないし、仮に通り一遍に訳せても必ず支障が出る、ということである。だから通訳人としては法律的な内容についてもある程度納得してから被疑者に対して翻訳したいものなのである。直訳できない言葉、或いは通訳人の不慣れな法律用語などについて、依頼者と通訳人で十分話し合える雰囲気が最も通訳人に優しい環境と言えよう。

完全に中立の、空気のような通訳人というのは多くの場合幻想に過ぎない。普通はやはりどちらかの側の通訳人である。心情的にどちらかに味方していると、どうしてもそれが翻訳に出てしまって中立を損ねる、という批判は可能であろう。しかし一方では弁護士と通訳人が仲良くなって、がっちりチームを組むということは、通訳人にとってこの上もない幸せなのである。それは同時に被疑者にも幸せなことであろう。しかしそのことと通訳人と被疑者が仲良くなるかどうかとは、別問題である。

通訳とは、当事者双方にキャッチボールのように、必ず順番に交互に言葉を渡していくものとは限らない。被告人と通訳人がしばらく対話してから初めて訳すこともある。また法廷にあっては、方言の強い被告人に対して筆談するために、被告人席と通訳人席を行き来することも、場合によっては必要である。接見や開廷の前には、一見関係なさそうな資料でも、とにかく多めに目を通した方がよい。また時間があれば弁護士の仕事の苦労話でも何でもいい、そんな雑談が役立つこともあるかもしれない。とにかく何が参考になるか分からないのである。

であるから法廷通訳という場においては、通訳人が辞書を引いたり、訳出する前に発語者のところに移動して内容を確認したり、法律用語の内容を質問したり、ということをして当然必要なこととして認める雰囲気を作っていただくのが一番ありがたい。「気軽にそのまま訳したらいいですよ」などと千度言ってもらいよりよほどありがたいのである。

筆者が違反操業の中国漁船に対する取締りの通訳で水産庁の監視船に乗った時のこと、夜は筆者一人のために船はわざわざ湾内に入って錨を降ろしてくれる。普通なら外洋で漂泊するところなのであるが、しきりに恐縮していると船長はこう言われた。「遠慮することはないですよ。あなたが船酔いで動けなくなると、この船が出動した意味がなくなるんですよ」。その意味では裁判も同じで、通訳人がギブアップしてしまうと裁判の進行自体が危くなる。依頼者に、上に述べたような翻訳という行為の本質と、通訳という仕事の性質を十分理解していただければ、通訳人の心的ストレスを軽減できるであろう。通訳人は自動翻訳機械でも、空気のような存在でもない。通訳人が裁判の中で能動的な立場にあってこそ、自分の責任を果たせるのだと考える。

二、「二人合議制通訳」の提案

法廷通訳の三権分立は理想的か？

日本の法廷通訳は未だ必ずしも整備されているとは言えず、通訳協力会のような有志の役割が大きいという現状にある。将来は法的にも整備されていくであろうが、その際通訳人の立場から、上に述べたことに関連して是非とも提案したいことがある。

現在ほとんどの法廷通訳は、一つの法廷に一人の通訳人で行われている。通訳人の過重負担の可能性や、誤訳のチェックの必要性、或いは被告人の発言が弁護人を通さずに直接訳出される可能性など、確かに問題がないとは言えない。現状ではやむを得ない面はあろうが、本来は裁判官・検察官・弁護人にそれぞれ通訳が付く形が理想的であることに大方の異論はないであろう。ここでは法廷で裁判官・検察官・弁護人にそれぞれ一人の通訳人が付くことを、仮に「通訳の三権分立」と呼ぶことにしよう。

ここで提起したいのは、この通訳の三権分立ということが本当に理想的なのか、という問題なのである。考えてみていただきたい。例えば今弁護人の通訳人席に就いているとする。被告人の言葉を訳したら、検察官側の通訳人がピクリと動いてジロリとこちらを見てやおろ辞書を引き始める。一瞬どきりとする。と、こういうことではとても落ち着いて通訳はできないのである。もちろん慣れてしまえばそれほど問題にもならないかもしれないが、しかし、特に法廷に馴染みのない通訳人にも通訳を依頼しなければならないことを考えれば、検察官側の通訳人と相対して座ること自体が、緊張を強いる可能性を含んでいる。やはり自分の通訳がその場で同時に対立する立場の通訳人からチェックされている、というのは心理的にはいやなものである。通訳人の心理的負担という点のみから言えば、通訳の三権分立は決して理想とは言えない。

さて「一人通訳制いちにんより三権分立制の方がよい」という主張の根拠は、主に次の三点にあると考えてよいと思う。すなわち「公正」「正確」「通訳人の負担」である。検察官も弁護人も同じ通訳人が付く、というのは確かに公正を（或いは少なくとも被告人にとっての公正感を）欠く可能性がある。そして、まさか通訳人が故意に不正な訳をすることはあるまいが、故意ではない不用意な誤訳があった場合でもそれをチェックする人がいない点、正確さを欠く可能性がある。また、一人ですべての通訳をするよりは三人で分担する方が楽なのは当然のことである。

公正という点について考えてみるに、筆者が担当した事件では、弁護人の通訳人と法廷通訳人を兼任した。開廷前の接見では弁護人の通訳人、そして裁判当日は公平無私なる法廷通訳人、というのは確かに気持ちの切り替えが必要である。また別の事件では筆者が裁判所の事務官に対して、弁護士会通訳協力会を通して弁護人通訳を別の人に分担依頼をした方がいいのではないかと申したところ、事務官からはすべて一人で担当してもらわなければ困るとはっきり言われたこともあった。

前章で述べたように、通訳とは空気のような中立の立場で行うものではない。法廷では通訳人も公正に通訳することを宣誓する。つまり通訳人が自分の責任を認識していることを前提として認めないと、裁判は進められないわけである。三権分立制でも、やはりそれぞれの通訳人に対する信頼の上に

成り立っている点は変わらない。だから通訳人が、裁判官・検察官・弁護人という三者に加えて、独立した通訳人という「第四者」であることを、通訳人自身を含めた四者全員がきちんと認識すべきだと考える。そこから、必要に応じて納得行くまで被告人に尋ね直したり、訳そうとする内容を通訳人が裁判官・検察官・弁護人のいずれにも納得行くまで確認したり、という態度が生まれてくる。その態度があれば一人通訳制が三権分立制より公正という点で明らかに劣る、ということはよほどのことがない限り問題にならないように思う（これは通訳人という立場のみに立った素人の言であることは筆者も認識しているが…）。

そうすると一人通訳制の問題点は、少なくとも通訳人の立場からは、「正確」と「負担」という二点が最も大きいと考える。これはあくまで冗談であるが、一人しかいない通訳人が「無罪」判決を「有罪」と誤訳しても誰も気付かない、被告人だけがおろおろしている、といこともあり得くはない。それにやはり大きい事件になればすべて一人で通訳するのは大変な負担である。こうした点を補いつつ、かつ三権分立制の矛盾を解決する方法はないものだろうか。

「二人合議制」について

筆者はここで法廷における「二人合議制通訳」なるものを提案したいと思う。簡単に言えば、裁判官・検察官・弁護人の三者に対して中立の通訳人を二人置く、ということである。そして二人の通訳人が必要に応じて役割を分担したり、支障にならない範囲で小声で相談したり、ということを保証してもらうのである。これは「公正」「正確」「通訳者の負担」という点に対してばかりではなく、他にも派生的なメリットのある方式である。

どちらが正・副の役をするか、それとも対等でやるか、などということは通訳者の年齢や経験を考えて当事者で自由に決めればよい。もちろん通訳人を二人置かなければならないのではなく、必要に応じて二人組になってもよい、という体制が理想的である。日本人同士で組むか、日本人とネイティブスピーカーで組むか、というのも必要に応じてどちらでもいいと思う。また通訳者が自分の気心の知れた友人を（弁護士会や裁判所に通訳人として登録していなくても）パートナーとして選任することも自由にするといいだろう（もちろん資格の審査は必要である）。とにかく一緒に通訳するパートナーが傍にいてだけで心理的には大変楽になる。

「公正」さという点からすれば、傍にパートナーがいるのにどちらかに偏った通訳などできるものではない。弁護人と検察官の通訳人を兼ねていても、二人の合議制であれば公正さへの信頼はより高くなるのではないだろうか。「正確」さという点ではパートナーがお互いに誤訳をチェックできる。翻訳しにくい場合は相談しながら訳を確定できるし、手の空いた方が辞書を引くこともできるので、そもそも誤訳の発生の可能性を減らすことができる。発語者の傍に一時的に移動するにももちろん便利である。

また「通訳者の負担」という点でも、これが軽減されることは言うまでもない。例えば集団密入国事件などで多数の被告人が一度に起訴されたような場合、複数の通訳人が選任されることになるであろう。その場合、一つの法廷に通訳人一人ずつを配置するよりは、二人組みにして二つの法廷を兼任

する方が合理的である。言い替えれば既に述べた法廷の「第四者」としての役割取得がしやすくなる、ということである。そういう通訳人の活動の仕方を、必要に応じて認めるような体制が、将来とれないものであろうか。通訳報酬という面では、全体の延べ出勤回数が増えるので必要金額が増加するであろうが、すべての法廷が二人通訳とは限らないので単純に倍増はしない。

例えば法廷で、被告人の発言が弁護人を通さずに直接訳出されたり、通訳人が通訳人席で大きな声で（つまり検察官や裁判官に聞こえるように）訳したり、ということが望まれない場合があるとする。そういった時に通訳人が二人いれば、弁護人の要請で一人が弁護人席まで一時的に移動しても、裁判の進行を妨げないであろう。また前章で述べたように、特に中国語は方言の違いが激しいので、標準語が通じない被告と筆談するために、一人が通訳人席から移動する必要もある。そうでなくても、方言の聞き取りはある意味で「謎解き」のようなものだから、二人で協力して聞けばなんとか分かることも実際多いのである。

さらに、二人合議制には派生的な、しかし大きなメリットがある。通訳人の養成という点である。通訳という仕事は、ある意味で「場数」を踏まなければうまくならない。言語学をいくら勉強しても、場数を踏まなければなかなかいい通訳はできないであろう。言葉は使ってこそ身に付くものであるし、またその場の雰囲気は実際そこに座ってみないと慣れないものである。相当水準の通訳人員が確保できていればよいのだが、法廷という場に馴染みのない方がそのことでいつまでもしりごみしては、将来法廷通訳人員は十分に確保できないであろう。初めて法廷通訳に当たる方が、希望により経験のある方と組むことができれば、何より安心であるし、またノウハウも伝えていけるであろう。今のところ法廷通訳には事前の研修も何もない。考えてみれば、裁判の通訳という重要な任務に当たるのにそれでいいのか、という意見もあるはずである。しかしなまじ研修会などを開くよりは、二人通訳制で経験ある通訳人と組んで一度法廷通訳を経験しておけば、その効果は比べ物にならないほど大きいし実際的である。それは法廷通訳人全体の水準の向上、つまり語学面だけではなくトータルな法廷通訳の能力の向上に必ずつながると思う。

以上、通訳という行為の性質や、実際の法廷通訳の問題点などについて、論じてみた。もとより、専門の通訳者ではなく経験も乏しい筆者の日頃の感想を述べたものに過ぎない。読者の御批正を賜るようお願い申し上げたい。

※筆者は92年より福岡県弁護士会通訳協力会通訳人（中国語）として、法廷及び弁護士による被疑者接見等の通訳に従事した。その際、『九弁連だより』No. 62（九州弁護士会連合会 1998年3月）に「法廷通訳人の心理的負担について 一人合議制通訳の提案」を掲載していただいたが、紙面の都合で編集部により大幅に要約されて意を尽くせなかった。そこでこの時の旧稿を元にさらに加筆訂正して、ここに掲載させていただくこととした。

注

- [1] 「ターミネーター」 原題：The Terminator ジェームズ・キャメロン監督 1984 アメリカ
- [2] 「古井戸」 原題：老井 呉天明監督 1987 中国
- [3] 「レインメーカー」 原題：The Rain Maker フランシス・フォード・コッポラ監督 1997 アメリカ
- [4] ここで Danny DeVito は “an aluminum baseball bat” ではなく “a aluminum baseball bat” と言っているようである。
- [5] 『桂枝雀の わんだー・らんど』 東芝EMI TOCZ-5094 トラック 11 「こだわり英語教室」